



平成 29 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 三益半 導 体 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 澤 正 幸
(コード番号 8155 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 八 高 達 郎
管 理 本 部 担 当
(TEL. 027-372-2011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 8 月 30 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から取締役会長に変更いたしたく、第 23 条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 8 月 30 日

以 上

【別紙】変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役社長に事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役会長が欠員</u>のときまたは<u>事故</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上